

監査結果に係る措置通知書

環 境 局		
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
<p>1 葛岡工場の運営管理について (7)①(ア) 備品管理について</p> <p>葛岡工場では備品台帳が整備されているが、平成 18 年度まで備品の現物確認は実施されておらず、備品台帳が管理の用具として機能していなかった。</p> <p>平成 19 年度より、現物確認する方針がとられ調査日時点で一部の現物確認が終了している。ただし、今回実施された現物確認は、現在ある備品をリストアップしたに過ぎず、備品台帳との関連性が明らかにされていないことから、依然備品台帳が管理の用具としては機能していない。</p> <p>現物確認は、備品台帳に記載されている備品の実在性を確認することに意味があることから、備品台帳にしたがって現物の確認をする必要がある。</p> <p>また、このような確認を可能ならしめるためには、備品台帳と現物とがレファレンス番号等で関連付けされている必要があるが、現在の備品管理簿(シール)には管理番号等の記載はなく、また、備品台帳記載の備品以外にもシールが貼付けられている。したがって、備品管理簿(シール)の記載内容として備品番号等を入れるとともに、すべての管理備品に貼りなおすことが必要である。</p> <p>なお、管理の手間と資産の重要性に鑑みて、管理対象資産の金額基準についても見直す必要があると思われる。</p>	<p>平成 20 年 2 月までに、備品台帳と現物を物品管理者である工場長が照合し、番号を付した備品整理票のシールを貼り直した。今後は年 1 回、備品台帳により、現物との照合作業を工場長が実施することとした。</p>	